

第二次筑前町環境基本計画 概要版

自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前



筑前町は、夜須高原や目配山などのゆるやかな山々や高原が連なり、筑後川水系の草場川、曾根田川、山家川などの河川によって潤される肥沃な水田地帯が形成されています。

この豊かな自然を守り、食糧基地としての農業を支え、育てていくことは、私たちに課せられた使命であるといえます。

同時に、私たちが忘れかけている「もったいない」という言葉の意味や精神を今一度かみしめて、一人ひとりが思いやりの心、協働の精神を持ちながら、ともに助け合い、声を掛け合いながら、みんなで筑前町をより良い環境にしていくことを目指します。

2018年（平成30年）3月

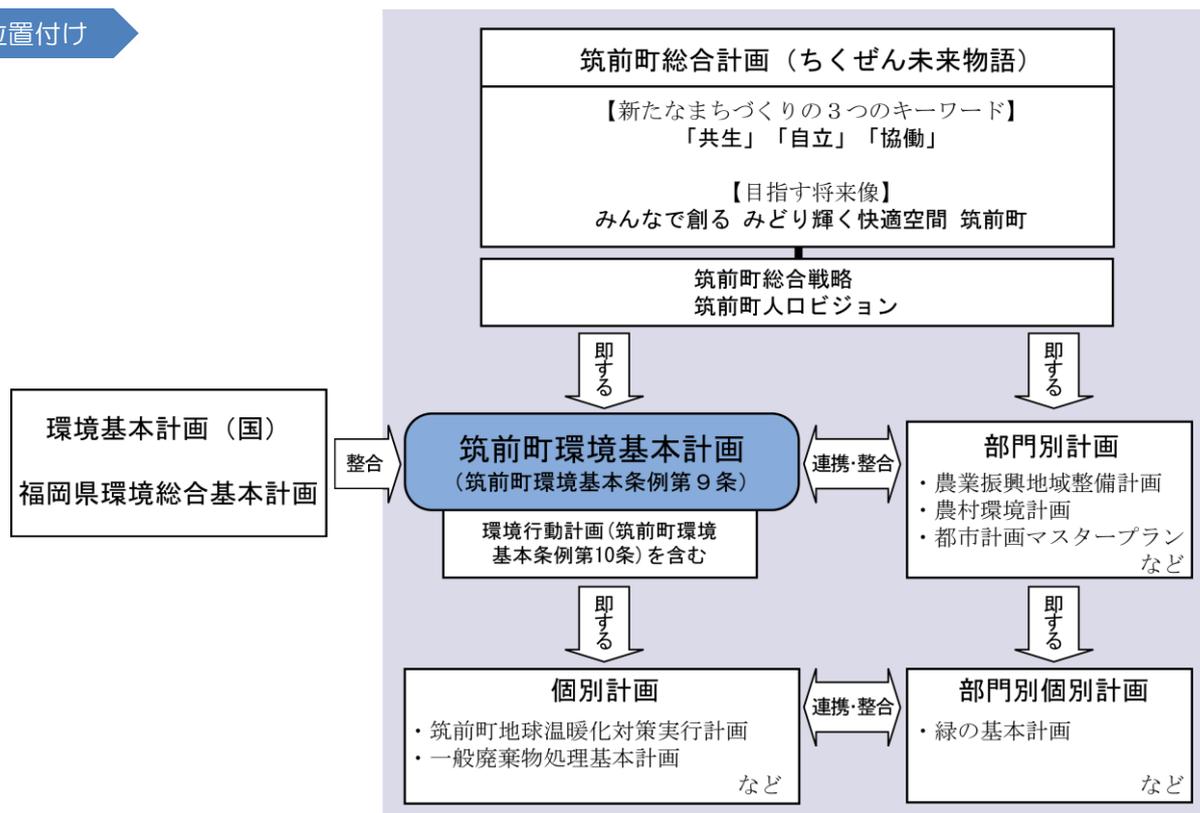
福岡県 筑前町

■ 計画策定の趣旨

筑前町は、2005年（平成17年）3月22日に旧三輪町と旧夜須町が合併して誕生しました。この合併を踏まえて、2007年（平成19年）3月に筑前町のまちづくりの基本となる「筑前町総合計画」（ちくぜん未来物語）を策定し、「共生」、「自立」、「協働」の3つのキーワードのもとに、「みんなで創るみどり輝く快適空間 筑前町」を将来像として目指すことを提示しています。

筑前町の将来像を環境面から実現するために、2008年（平成20年）3月に筑前町環境基本計画を策定し、中間年にあたる2012年（平成24年）度に中間見直しを行いました。その後5年が経過し最終年度に至りましたので、これまでの取り組みに対する評価と現状を踏まえて、第二次筑前町環境基本計画を策定したところです。

■ 計画の位置付け



■ 対象とする地域・環境

計画の対象地域は筑前町全域としますが、町単独では解決が困難な広域的な問題については、周辺自治体や福岡県、国と連携、協力して取り組んでいきます。

対象とする環境には、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境及び環境保全体制を取り上げます。

■ 計画の期間

計画の期間は、2018年（平成30年）度から2027年度の10年間とします。

なお、5年後の2022年度に見直しを、10年後の2027年度には改定を行いますが、計画の進捗状況や社会経済状況の変化、環境問題に関する大きな変化などが生じた場合には、時期に拘わらず計画の改定を行います。

自然と農と思いやりの心が共生するまち 筑前

目 標	施策の方向性	主要な施策
美しい自然と共生する (自然環境)	生物多様性の保全と活用	優れた自然環境の保全 希少な動植物の保護 自然とふれあう場・機会の創出
	身近な里地里山の保全と再生	里地里山の保全と再生 環境に配慮した農林業の推進
住みやすいまちにする (生活環境)	生活環境の保全	大気・水・土壌環境等保全対策の推進 環境監視体制の充実
	循環型社会の構築	ごみ減量と資源化の推進 ごみ処理制度の充実と適正処理 環境美化対策の推進
快適な暮らしを支える (快適環境)	心地よいまちの創造	公園・緑地の整備 都市景観・農村景観の形成 歴史・文化的環境の保全と活用
地球に優しくする (地球環境)	地球温暖化の防止	省エネルギー対策の推進 再生可能エネルギー活用の促進 二酸化炭素吸収源の確保
	気候変動の影響への適応	自然災害への対策 健康被害への対策
みんなでまちを創る (環境保全体制)	環境教育・環境学習の推進	環境情報の収集・整備と活用 学校における環境教育の推進 地域における環境教育・学習の推進
	みんなでまちを創るしくみづくり	住民による環境保全活動の促進 事業者の環境保全行動の促進 環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成

施策の基本的な方向性（主な施策）

1

自然環境 美しい自然と共生する

施策の方向性	主要な施策	
生物多様性の保全と活用	優れた自然環境の保全	○自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域の保全を推進します。
	希少な動植物の保護	○コムラサキやキキョウなどの希少な動植物の保護対策を推進し、生息・生育環境の保全に努めます。
	自然とふれあう場・機会の創出	○福岡県の「快適環境スポット」として選定された城山(花立山)をはじめとする自然景観の保全と活用を図ります。
身近な里地里山の保全と再生	里地里山の保全と再生	○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を、森林所有者、森林組合等との協働により進めます。
	環境に配慮した農林業の推進	○有機栽培や減農薬・減化学肥料栽培、廃プラスチック類や家畜排泄物など農業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど、周辺住民への理解を得ながら環境保全型農業を推進します。



■ 自然環境保全地域



■ 荒廃した森林の状況

2

生活環境 住みやすいまちにする

施策の方向性	主要な施策	
生活環境の保全	大気・水・土壌環境等保全対策の推進	○水質汚濁・大気汚染や騒音・振動、悪臭等は県保健福祉環境事務所など関係機関との連携のもと、監視・指導を推進し、公害の未然防止と適切な対応に努め、住民や事業者に対する公害防止啓発を行います。
	環境監視体制の充実	○法律で禁止されているごみの野焼きについては、監視を行うとともに、住民、事業者への指導を行います。
循環型社会の構築	ごみ減量と資源化の推進	○ごみ削減に向けた住民や事業者への啓発を行うとともに、3R(リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用)を推進します。
	ごみ処理制度の充実と適正処理	○サンポートの適正な管理・運営などに努め、ごみ処理・リサイクル体制の充実を図ります。
	環境美化対策の推進	○ごみの不法投棄防止に向けた環境美化推進員や住民との協働による監視や通報体制の構築を推進します。



■ 図書館廃本のリサイクル



■ 協働による草刈

3

3

快適環境 快適な暮らしを支える

施策の方向性	主要な施策	
心地よいまちの創造	公園・緑地の整備	○緑の基本計画に基づき、身近な公園の整備や里山、歴史的資源を活かしたネットワーク化を推進します。
	都市景観・農村景観の形成	○個性的で美しい景観づくりを協働により推進していきます。
	歴史・文化的環境の保全と活用	○焼ノ峠古墳など、指定文化財の保存と活用に努めるとともに、「おくち」や「獅子廻し」などの祭りや伝統文化を保存・伝承していきます。



■百万池公園

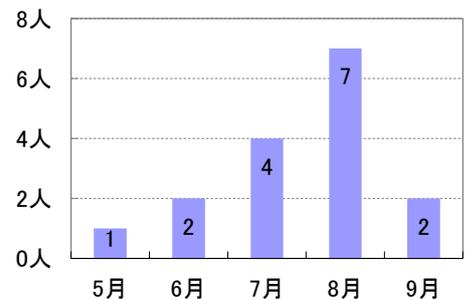
4

地球環境 地球に優しくする

施策の方向性	主要な施策	
地球温暖化の防止	省エネルギー対策の推進	○「クールビズ」や「ウォームビズ」をはじめ、地球環境にやさしいライフスタイルやビジネススタイルの選択など、賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」を推進します。
	再生可能エネルギー活用の促進	○公用車への低燃費・低公害車導入や公共施設への太陽光発電設備を積極的に導入し、住民や事業者への啓発にも活用します。
	二酸化炭素吸収源の確保	○風倒木の適正な処理や竹林の拡大防止、植林等による森林の保全、整備を協働により進めます。(里地里山の保全と再生の再掲)
気候変動の影響への適応	自然災害への対策	○ハザードマップを配布するなど、住民・事業者の防災意識の高揚に向けた情報提供を行います。
	健康被害への対策	○ホームページ等を活用して熱中症や感染症に関する情報を提供します。



■低燃費・低公害公用車



■筑前町の月別熱中症搬送人数

(2016(平成28年)度)

[資料: 広報ちくぜん 2017年6月号]



■筑前町ハザードマップ(左:地図面、右:情報面)

施策の方向性	主要な施策	
環境教育・環境学習の推進	環境情報の収集・整備と活用	○学校や地域における環境教育、学習の機会を増やし、子どもから大人までの環境保全意識の向上やボランティア意識の高揚を図ります。
	学校における環境教育の推進	○学校教育の一環として生き物調査や水質調査などの環境調査の実施を検討します。
	地域における環境教育・学習の推進	○地域での環境教育や環境学習の機会を増やし、地域環境リーダーの育成に努めます。
みんなでまちを創るしくみづくり	住民による環境保全活動の促進	○環境保全活動に積極的に参加できるよう、啓発活動を推進します。
	事業者の環境保全行動の促進	○町内事業者に対しエコアクション 21 [※] などの環境マネジメントシステムの認証取得に関する情報提供を行います。
	環境保全活動を通じた地域コミュニティの形成	○住民・住民団体・事業者等の協働による環境保全活動を推進し、地域のコミュニティ形成に努めます。



■環境ワークショップ



■三並小学校の児童による収穫

計画の実現に向けて

■計画の推進体制

(1) 庁内推進組織

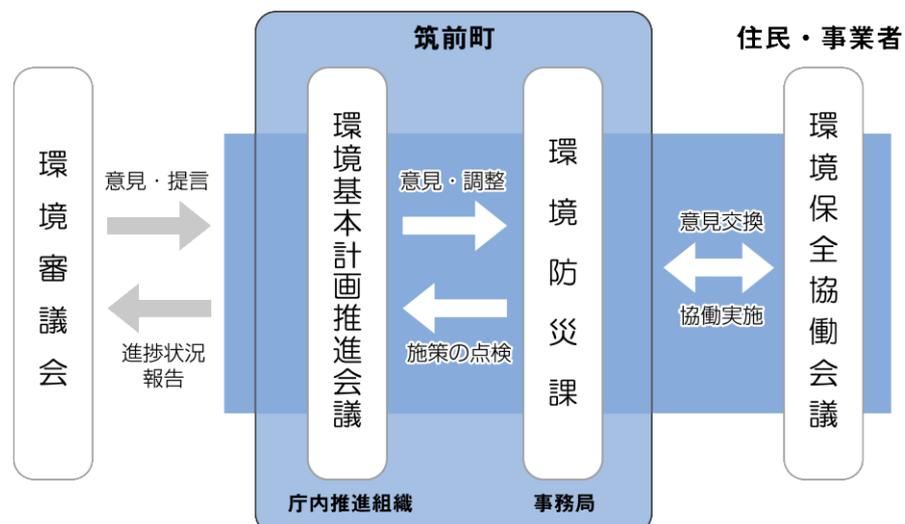
本計画の策定及び推進のための「環境基本計画推進会議」を開催し、計画の進捗状況の把握や施策の総合調整などを行います。

(2) 環境審議会

「環境基本計画推進会議」で確認した環境基本計画の進捗状況を環境審議会に報告し、意見及び提言を受けます。

(3) 協働推進組織

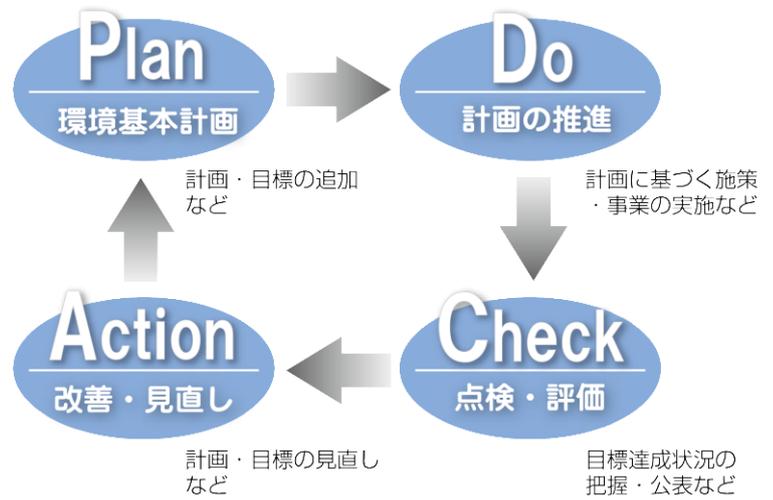
本計画を着実に推進していくためには、住民や住民団体、事業者、行政などの各主体が役割分担を明確にしながら協働で取り組む必要があるため、環境保全協働会議を開催し、協働による推進を図ります。



■計画の進行管理

計画の進行管理にあたっては、町が以前取得していたISO14001の規格に従って、Plan(計画)、Do(計画の推進)、Check(点検及び評価)、Action(改善及び見直し)というPDCAサイクルによる継続的な推進と改善を図ります。

また、点検及び評価で実施する施策や目標等の進捗状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表するものとします。



筑前町環境行動計画

環境行動計画とは、環境基本計画に基づいて、各主体がそれぞれの役割に応じて行う行動計画のことで、住民、事業者、行政の各主体における行動指針を示したのですが、ここでは、住民の行動方針の一部を抜粋してご紹介します。



住民の行動方針（抜粋）

対象機器	エコアドバイス	年間 CO ₂ 削減量	節約金額(年間)	設定
照明器具	■電球型 LED ランプに取り替えましょう ・器具の掃除で明るさアップ	50.8 kg	約 2,410 円	54W の白熱電球から 9W の電球型 LED ランプに交換した場合 (年間点灯時間：2,000 時間 電気料金：22 円/kWh)
エアコン	■夏の冷房時は室温は 28℃を目安に設定しましょう ・レースのカーテンやすだれなどで日差しをカットしましょう	17.2 kg	約 820 円	外気温度 31℃の時、エアコン(2.2kW)の冷房設定温度を 27℃から 28℃にした場合 (使用時間：9 時間/日)
	■冬の暖房時の室温は 20℃を目安に設定しましょう ・扇風機を併用し暖まった空気を循環させましょう	30.3 kg	約 1,430 円	外気温度 6℃の時、エアコン(2.2kW)の暖房設定温度を 21℃から 20℃にした場合 (使用時間：9 時間/日)
冷蔵庫	■適切な設定温度にしましょう	35.2 kg	約 1,670 円	周囲温度 22℃で、設定温度を「強」から「中」にした場合
	■壁から適切な間隔で設置しましょう	25.7 kg	約 1,220 円	上と両側が壁に接している場合と、片側が壁に接している場合との比較
洗濯機	■洗濯物はまとめ洗いをしましょう ・お風呂の残り湯を利用しましょう ・洗剤は適量に ・すすぎは注水より、ためすすぎで	3.4 kg	約 3,980 円 電気：160 円 水道：3,820 円	定格容量(洗濯・脱水容量：6kg)の 4 割を入れて洗う場合と、8 割を入れ、洗濯回数を半分にして洗う場合との比較
電気カーペット	■設定温度は低めにしましょう ・断熱マットなどを下に敷きましょう	106.0 kg	約 5,020 円	3 畳用で、設定温度を「強」から「中」にした場合(1 日 5 時間使用)
	■広さにあった大きさを選びましょう ・人のいない部分はスイッチ OFF	51.2 kg	約 2,430 円	室温 20℃の時、設定温度が「中」の状態での 1 日 5 時間使用した場合、3 畳用のカーペットと 2 畳用のカーペットとの比較
電気ポット	■長時間使用しないときはプラグを抜きましょう ・保温は低めの温度に設定しましょう ・省エネタイプに注目	61.3 kg	約 2,900 円	ポットに満タンの水を 2.2L を入れて沸騰させ、1.2L を使用後、6 時間保温状態にした場合と、プラグを抜いて保温しないで再沸騰させて使用した場合の比較
自動車の使用	■ふんわりアクセル「e スタート」ゆっくり発進しましょう ・使用するときにはエコドライブを心がけましょう	194.0 kg	約 13,040 円	最初の 5 秒で時速 20km が目安 少し緩やかに発進すると 11%程度燃費が向上します ※資料：「エコドライブ 10 のすすめ」エコドライブ普及推進協議会

[資料：「家庭の省エネ徹底ガイド」経済産業省 資源エネルギー庁、平成 27 年 3 月]

第二次筑前町環境基本計画
概要版



第二次筑前町環境基本計画（概要版）

2018年（平成30年）3月

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈373 筑前町環境防災課

電話：0946-42-3111（代表） F A X：0946-42-2011

H P：http://www.town.chikuzen.fukuoka.jp